

ハイライト:

- ・平成13年10月より改正商法が施行されています
- ・特定求職者児湯開発助成金制度が平成13年10月の雇い入れより変更となっています

たっくすニュースフラッシュ

税務をみなさまの身近な存在に

目次:

ご挨拶	1
商法改正について	1
特定求職者雇用開発 助成金制度	2

ご挨拶

町中がクリスマスの飾り付けできれいに彩られるようになり、もう今年も残りわずかと感じられるようになってまいりました。

第8号では、本年10月より施行の金庫株解禁を主とする商法改正及び本年10月1日からの雇い入れに対して改正施行された特定求職者雇用開発助成金についても取り上げてみました。

内容に関するご質問・ご要望等ございましたらご遠慮なさらずお問い合わせ下さい。 よろしく願いいたします。

公認会計士・AFP・ITコーディネータ 中村元彦
公認会計士・AFP・社会保険労務士 中村友理香



商法改正について

平成13年6月22日国会で成立した金庫株解禁等を中心とする商法改正が平成13年10月1日より施行されています。今回の商法改正の主要点は

自己株式の取得及び保有制限の見直し - - - 旧商法が原則禁止としていた自己株式の取得及び保有を一定の規制のもとで認めることとしました

株式の大きさに関する規制の見直し - - - 株式の大きさに関する諸規則及び額面株式の制度を廃止すると共に単元株の制度を創設することとしました

の2点が挙げられます。

自己株式の取得及び保有制限の見直しの理由は、

合併、会社分割等の組織再編の際に、新株発行に代えて、保有する己株式を割り当てることにより機動的な組織再編が可能となること

持ち合い株式の解消の受け皿として利用することにより、株式市場の安定化を図れること

敵対的買収者の取得に対抗できること

をねらっており、経済構造改革を推進し、証券市場の活性化を期待しています。

その内容は、 定時株主総会による株主の承認を得ること 自己株式の取得額は配当可能利益の範囲内に限定されること 期末に資本の欠損が生じるおそれがあるときには取得は認められず、

欠損が生じたときには取締役が損害賠償の責任を負うこと等の制限のもとで、企業による自己株式の取得・保有が原則として自由化されました。

参考までに「金庫株」という言葉は商法上の言葉ではなく、自社の株式を自由に取得し、自社の金庫に保管しておくイメージからきたものであり、米国でも自己株式は「TREASURY STOCK」と呼ばれています。

株式の大きさに関する規制の見直しの主要な改正は以下の3点です。

額面株式の廃止—従来は額面・無額面株式どちらも発行可能でしたが、改正後は額面株式が廃止されたため、全て無額面株式のみとなります。

単位株制度の廃止と単元株制度の創設—定款で一定の数を持って1単元の株式とすることを定めた場合には、1単元の株式につき1個の議決権を与え、1単元が株式売買の際の最低取引単位となります。1単元の株式の数をあまり大きくすると株主の議決権を不当に奪うこととなるので、1単元の株式数は1000及び発行済み株式数の200分の1を超えてはならないという規制があります。

会社設立時・株式分割時における1株当たり基準の廃止—従来は会社設立時の1株当たりの発行価額は5万円以上ではなければならない、株式分割後の1株当たりの純資産も5万円を下ってはならないとされていましたが、この規制が撤廃されました。一般的に資産に乏しいベンチャー企業等において株式分割ができないことにより流動性が阻害されているという批判があり、株式の大きさは企業が資金調達のコスト、市場の状況、株主管理コスト等を勘案して自由に決めればよいという意見があったためです。

上記の他にも法定準備金制度の改正もありました。

法定準備金の減少手続き—株主総会の決議をもって法定準備金を減少することが可能となりました。

利益準備金の積立額の見直し—資本の4分の1に達するまで積み立てることを義務づけられていた利益準備金について、資本準備金と併せて資本の4分の1に達するまで積み立てれば足りるとされ、法定準備金の取り崩しの順序についても廃止されました。

自己株式には議決権はなく、また相対取引の場合には売却した株主側にみなし配当が生じるおそれがあるので事前の十分な検討が必要です。

ストックオプションの制限撤廃を盛り込んだ改正商法も11月21日国会で可決成立し、来年4月の成功が予定されており、しばらく商法改正の動向には目が離せないといえます。

ホームページもご覧下さい(ただいま新装準備中)
<http://homepage2.nifty.com/my-naka/>

特定求職者雇用開発助成金制度の改正

特定求職者雇用開発助成金は 特定就職困難者雇用開発助成金と 緊急就職支援者雇用開発助成金の2種類に区分されました。

特定就職困難者雇用開発助成金は、公共職業安定所又は無料・有料の職業紹介事業者の紹介により60歳以上の者や身体・知的・精神障害者や母子家庭の母子等の求職者を雇い入れた事業主に対し、雇い入れ後1年間に支払った賃金相当額の1/4(中小企業者は1/3)を助成する制度です。 緊急就職支援者雇用開発助成金は、雇用に関する状況が全国的に悪化した場合等に再就職延珠尾計画の対象労働者(45歳以上60歳未満)を雇い入れた事業主に対し、雇い入れ後6ヶ月間に支払った賃金相当額の1/4(中小企業者は1/3)を助成する制度です。

中村公認会計士事務所

埼玉県さいたま市常盤

1 - 5 - 22 - 803

(5/1より市名変更)

電話 048(834)1598

Fax 048(834)1594

Email nakamura-cpa@jcom.
home.ne.jp

* 記載中の内容についてご質問がある場合にはお気軽にお問い合わせ下さい。